

イラン核合意から制裁の順次解除へ

From the Iranian Nuclear Agreement to the Lifting of Sanctions

はじめに

イランの核開発問題は 1 月 16 日に「歴史的な」合意実施の日を迎え、これによってイランと P5+1 (ないし EU+3) の長年月に亘った核兵器開発をめぐる外交交渉は大きな転機を迎えたといえる。

この交渉は 1979 年のイラン革命とその後の米国大使館占拠事件によって外交関係を断絶した米国・イラン関係の歴史的な転換を画するものであるが、ここではそうした歴史的評価や今後の中東の政治構造全体の変化に対する影響の考察をひとまず置いて、2015 年 7 月 14 日に難産の末達成された核合意(JCPA、Joint Comprehensive Plan of Action)から現在に至る過程と 12 月に発表された IAEA 報告書の言及する核開発疑惑発生以降の交渉プロセスを簡単に確認し、最後に今後の展望を述べる。

IAEA 報告書と合意までの交渉プロセス

昨年 7 月 14 日に達成されたイラン核合意は当初 6 月末を期限として設定していたものであるが、2 週間の遅延を経て漸く発表された。この合意に伴って示されたロードマップに従い、国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: IAEA)がイラン核施設調査の終了を評価期限の 12 月 15 日に発表した。

その際公表された報告書¹の内容によれば、この評価は現在明らかになっているイランの過去および現在のすべての核開発問題について、イランの核不拡散条約合意内容、協力枠組みおよび共同行動計画に基づいてなされたものである。

IAEA は 2002 年以降ミサイルに搭載可能な核弾頭を含むイランの核兵器開発に対する懸念を有しており、2011 年 11 月の報告ではイランが過去に核兵器の開発に着手していた具体的な証拠とともに、2003 年末までにイラン側が核兵器開発プログラムの実施に入っていた可能性を指摘した。

IAEA はこの報告に基づいて、また新たな情報の提供も受けつつイラン側に 12 の分野で核開発の軍事転用についての速やかな釈明を求めてきたところであるが、2012 年 1 月以降ウィーンにおいてイラン側と交渉を重ねた結果、2013 年 10 月の段階で一旦双方の合意の見通しがなくなった。

そこで同年 11 月に改めて交渉の枠組みを定め、合意に至るための 18 の具体的かつ段階的なプロセスを設定した。イラン側はこのうちの 15 件については 2014 年の末までに履行を完了し、さらに核兵器開発に関わる残りの 3 件のうち 1 件については 2015 年 7 月までに達成した。

こうして 2015 年 7 月 14 日に IAEA はイラン側と次の段階としてさらに協力関係を加速することに合意し、2015 年末までに達成すべき 10 項目のロードマップを設定、これが国連安保理の 2231 号決議で支持された。

¹ “Final Assessment on Past and Present: Outstanding Issues regarding Iran’s Nuclear Programme,” IAEA Board of Governors, 2 Dec. 2015.

設定されたロードマップは 2015 年 11 月 24 日までにはすべて予定どおり履行され、この段階で IAEA とイラン側はウィーンにおいて技術的な取り纏めの作業に入った。

2011 年 11 月までに IAEA の得ていた情報によれば、イランは 2003 年までの段階で核兵器開発のための組織的な計画(AMAD プラン)を有していた。イラン側は 2015 年 8 月 15 日の回答ではこれについて否定的であったが、その後の協議の結果この計画の存在について認めるに至っている。

この他核兵器開発に関わる 11 の具体的な疑問点について、IAEA とイラン側とで検討・確認を行った結果、イラン国内において申請されていない核燃料サイクルが存在する形跡は認められないことを IAEA として確信するに至った。以上からの結論として、IAEA はイランが 2003 年以前に核兵器開発の計画を組織的に遂行しており、それ以降も技術獲得のための活動を部分的に行っていたが、2009 年以降においてはこれに直結する行為に関わっている兆候はないものと認める。

こうして核合意の履行のためのロードマップがすべて消化されたことが公式に確認され、1 月 16 日の核開発に関わる制裁解除を迎えたのである。

因みに以上紹介した IAEA の報告については米国の独立系のシンクタンクである ISIS (Institute for Security and International Science) が 12 月の報告書発表のほぼ同時期に内容の詳細な検討結果²を発表しており、その結論としてイラン側の非協力のために核兵器開発の疑惑は一掃されておらず、IAEA として今後ともイランの核技術の軍事転用の可能性(Possible Military Dimensions: PMD)について調査を継続する必要があると勧告している。

だが前記 IAEA 報告を受けて国際的にイランに対する制裁解除が発動したということは、少なくとも政治プロセスとしてはイランによる核兵器開発の危機が存在しなくなったとの前提で、今後様々な変化が日程に上ってくることを意味しているだろう。当面はイラン産原油の輸出再開から様々な金融取引の再開、イラン産品の輸出再開等、2012 年以前の経済活動の諸条件の回復と、イラン国内の様々な分野における社会インフラ整備のための新規事業への国際的な参入競争であろうが、これらの動きは一面で 2015 年 7 月の段階から既に始まっているものとも見られる。

おわりに

最後にこの合意実施が打ち切り **Snapback** の途を残しているとはいえ、実質的に後戻りのない最終的な決定であるとイラン側が理解していることの反映として、イランは収監されていたイラン系ジャーナリスト Jason Rezaian 氏および米国人 4 人を米国側に収監されていたイラン人 7 人との交換 Swap で相互に釈放している。

現在のイランと米国の外交関係は 1970 年代までの同盟的な関係と同列に論じることはできないが、それでもシリアをはじめイラン周辺における状況の危機的な展開に押されて予想以上の速度で相互に接近する可能性が出てきている。これが更にサウジアラビアをはじめとする周辺国の警戒を惹起するというパターンは今後も暫らくは繰り返されるであろう。だが時間の経過とともに、イランが域内的にも不可欠な外交的パートナーとして次第に受容されてくる方向は不可避であると思われる。

(2016 年 1 月 18 日脱稿、鈴木均)

² “Analysis of the IAEA’s Report on the Possible Military Dimensions of Iran’s Nuclear Program,” ISIS, 8 Dec. 2015.